

**重要事項説明書⑤<通所介護・介護予防通所介護相当サービス>  
(令和6年4月1日現在)**

**1 指定介護サービスまたは介護予防通所介護相当サービスを提供する事業者について**

事業者名称	アイビーメディカル株式会社
代表者氏名	代表取締役 前田 泰宏
本社所在地及び連絡先	神戸市長田区御蔵通五丁目 205 番地 3 TEL 078-793-8503 FAX 078-792-9802
法人設立年月日	平成 15 年 1 月 29 日

**2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について**

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	新舞子すみれデイサービスセンター
介護保険指定事業所番号（通所介護）	2374301188
介護保険指定事業所番号（介護予防通所介護相当サービス）	23A4300191
事業所所在地及び連絡先	愛知県知多市旭南 5 丁目 106 番地 TEL 0569-44-0520 FAX 0563-44-0501
管理者名	高島 ひろみ
開設年月日	令和 3 年 3 月 1 日
利用定員	1 単位 25 名
通常の事業の実施地域	知多市、常滑市、東海市、知多郡東浦町、知多郡阿久比町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にあるご利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、また、ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、居宅サービス又は介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、ご利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 ただし、12月31日～1月3日を除きます。
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日
サービス提供時間	午前 10 時 00 分から午後 3 時 10 分 (5 時間 10 分)

(5) 職員の配置状況

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画または介護予防通所介護相当サービス計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ通所介護計画または介護予防通所介護相当サービス計画を交付します。 5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画または介護予防通所介護相当サービス計画の変更を行います。	1 名 (兼務)
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導、入浴・排せつ・食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、通所介護計画または介護予防通所介護相当サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	1 名以上
看護師・准看護師 (看護職員)	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	1 名以上
介護職員	1 通所介護計画または介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	2 名以上
機能訓練指導員	1 通所介護計画または介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう機能訓練を行います。	1 名以上
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 0 名 非常勤 0 名

**3 提供するサービスの内容及び費用について**

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
通所介護計画または介護予防通所介護相当サービス計画の作成	1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画または介護予防通所介護相当サービス計画を作成します。 2 通所介護計画または介護予防通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 その内容について、利用者との同意を得たときは、通所介護計画書または介護予防通所介護相当サービス計画を利用者に交付します 4 それぞれの利用者について、通所介護計画または介護予防通所介護相当サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
機能訓練	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
特別なサービス (利用者に対するアセスメントの結果、必要と認められる場合に提供します。)	個別機能訓練 (Ⅰ) 個別機能訓練 (Ⅱ) 運動器機能向上	個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別の機能訓練実施計画・運動器機能向上実施計画を策定し、これに基づきサービス提供をおこないます。
	栄養改善注) 1	低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価等を行います。(原則として利用開始から 3 か月以内まで)
	口腔機能向上注) 2	口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価等を行います。(原則として利用開始から 3 か月以内まで)
	若年性認知症利用者受入	若年性認知症 (40 歳から 64 歳まで) の利用者を対象に、その利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
	認知症 中重度者ケア体制	認知症の利用者を対象に、その利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。 中重度の要介護者を受け入れる体制を整え、在宅生活の継続に資するケアを計画的に行います。

注) 1 利用者の状態の評価の結果、継続的にサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められる場合は、引き続きサービスを受けることができます。

注) 2 利用者の状態の評価の結果、継続的にサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上の効果が期待できると認められる場合は、引き続きサービスを受けることができます。

(2) 通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの従業者の禁止行為

通所介護従業者及び介護予防通所介護相当サービスの従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

詳細の金額は、契約書別紙に定める通りとなります。

**4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について**

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 28 日以降に利用者あてお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の翌月 6 日に、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で未払い分をお支払いいただくことがあります。

**5 サービスの提供にあたって**

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」または「介護予防通所介護相当サービス計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」または「介護予防通所介護相当サービス計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「通所介護計画」または「介護予防通所介護相当サービス計画」に基づいて行ないます。なお、「通所介護計画」または「介護予防通所介護相当サービス計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

(5) 通所介護または介護予防通所介護相当サービス従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

#### 6 虐待の防止について

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止に関する責任者を選定し、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者	管理者 高島 ひろみ
(2)	成年後見制度の利用を支援します (3) 虐待防止の為の指針の整備をしています (4) サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市区町村に通報します (5) 苦情解決体制を整備しています (6) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

#### 7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りませ
- ② 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りませ
- ③ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

#### 8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませ

#### 9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者にて病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

#### 10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護または介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定通所介護または介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の内容	対人・対物事故、管理財物、人格権侵害、経済的損害 等

#### 11 心身の状況の把握

指定通所介護または介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 12 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定通所介護または介護予防通所介護相当サービスの提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」または「介護予防通所介護相当サービス」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

#### 13 サービス提供の記録

- (1) 指定通所介護または介護予防通所介護相当サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 14 非常災害対策

(1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害に関する担当者（防火管理者）	高島 ひろみ
------------------	--------

(2) 非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います (4) 避難訓練実施時期：(毎年2回 4月・10月)

#### 15 衛生管理等

(1) 指定通所介護または介護予防通所介護相当サービスの為に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生

的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- (2) 指定通所介護または介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底しています②事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています③従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します④食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

#### 16 送迎について

- (1) 原則として、玄関の中までのお迎え・玄関の中までのお送りをいたします。身体的・環境的等の諸事情がある場合は、ご本人・ご家族様と話し合いを行い、当施設で提供できる範囲内の送迎サービスを提供させていただきます。
- (2) 季節により寒暖の差が激しく、身体に及ぼす影響は様々なので、自宅の中でお待ち頂きます。
- (3) 交通事情等で、到着時間が遅れる場合は、施設より電話連絡致します。
- (4) 乗車中は、全座席シートベルトを必ず着用して下さい。
- (5) 送迎職員到着後、体調不良等を除き、準備等ができていない場合、長時間待機する事は、他の利用者様にもご迷惑をかけてしまうこととなります。スムーズで安全な送迎を行うために、お迎えの時間をお伝えしておりますので、その点をご理解下さり、ご本人・ご家族のご協力をお願いします。

#### 17 ハラスメントの防止対策について

事業所は介護現場で働く職員の安全確保と安心した働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為 (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為、上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ② ハラスメント事案が発生した場合マニュアルなどを基に即座に対応し再発防止会議等により同時案が発生しない為の再発防止策を検討します③職員に対しハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。また定期的に話し合いの場を設け介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます④ハラスメントと診断された場合には行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

#### 18 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます (2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 19 情報開示について

- (1) 当事業所は、利用者の要望に従って利用者ご自身に関する情報（ご利用者記録サービス提供記、その他）を開示しております。ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方（他のご家族様等）からの請求につきましては、当事業所所定の書面によりご本人様のご了解を得てからの情報提供になります。予めご了承下さい。
- (2) 複写物の交付を希望される場合は、1枚あたり30円の実費を頂きます。

#### 20 サービス提供に関する相談・苦情について

当事業所は苦情相談受付窓口を設置しており利用者・家族からのご不明な点に迅速にかつ適切に対応いたします。また、本事業所へのご意見やご相談は、行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

##### ① 当事業所における苦情の受付

苦情相談受付窓口	アイビーメディカルお客様相談室
受付時間	月曜日から金曜日、午前9時～午後6時 国民の休日、12/30～1月3日を除きます。
連絡先	電話 0569-44-0520 FAX 0569-44-0501

##### ② 行政機関その他苦情受付機関

知多市役所 福祉部 長寿課	所在地 : 知多市緑町1番地 電話番号 : 0562-36-2652
常滑市役所 福祉部 高齢介護課	所在地 : 常滑市新開町4丁目1番地 電話番号 : 0569-35-5111 (代表)
東海市役所 市民福祉部 高齢者支援課	所在地 : 東海市荒尾町西廻間2番地の1 東海市しあわせ村内 電話番号 : 052-689-1600 (代表)
東浦町役場 ふくし課 社会高齢係	所在地 : 知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 電話番号 : 0562-83-3111 (代表)
阿久比町役場 健康介護課 介護保険係	所在地 : 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50 電話番号 : 0569-48-1111 (代表)
国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情調査係	所在地 : 名古屋市東区泉一丁目6番5号 電話番号 : 052-971-4165
知多北部広域連合 事業課 給付係	所在地 : 愛知県東海市荒尾町西廻間2-1 東海市しあわせ村内 電話番号 : 052-689-2263

#### 21 第三者評価の有無

当事業所は、提供するサービスの第三者評価は実施していません。

上記内容について、利用者にて説明を行いました。	事業者から、上記内容の説明を確かに受けました。
重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
【事業者】	神戸市長田区御蔵通五丁目205番地3 アイビーメディカル株式会社 代表取締役 前田 泰宏 印
【利用者】	住所 氏名 印
【事業所】	新舞子すみれデイサービスセンター
【代理人】	住所 説明者 高島 ひろみ 印 氏名 印